

「子ども手当」の支給と「子育て支援」施策に関する合意事項

- 「子ども手当」の支給に関し、平成 23 年度政府予算案と関連法案が、残念ながら地方負担を含んで成立した場合には、全国一律の給付行政として法律に沿った支給を行う。
- 町村の当初予算の計上は、原則として「子ども手当」は全額国庫負担とする。
- 「子ども手当」について、地方負担を含んで成立した場合には、町村のそれぞれの考え方により補正等の対応を取る。
- 一方、「子育て支援」施策については、県の「新たな子育て支援施策」を有効に活用し、国の新たな交付金制度と併せ、充実させる。
- 以上の予算編成については、神奈川県町村会の合意事項とするが、基本的には町村長の判断を優先する。
- なお、平成 24 年度以降の「子ども手当」の制度設計については、県や市長会などと一緒に、国に対し、地方の理解が得られる仕組みとなるよう共同行動をとって行きたい。

平成 23 年 1 月 21 日

神奈川県町村会